

公 示

公示第22号

道路運送法施行規則第15条の6の規定により次のとおり公示する。

本事案に関して利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、公示の日から10日以内に下記に掲げる事項を記載した文書を当該届出事案を管轄する運輸支局長を経由し運輸局長あて提出されたい。

なお、郵送による申請の場合にあっては、消印が公示の日から10日以内のものとする。

記

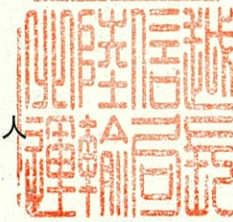
1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
2. 届出の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知する。

令和6年7月11日

北陸信越運輸局長 佐橋 真人



(事案の種類) 一般乗合旅客自動車運送事業の路線一部廃止届出

事案番号	一般乗合旅客自動車運送事業者の名称	路 線	廃止の予定日	廃止を必要とする理由
6旅4号	南越後観光バス株式会社 (5110001026549)	別紙のとおり	令和6年9月30日	少子化や人口減少等に伴う利用者減少により、運行回数や時刻の調整、車両小型化等により収支改善に努めてきたところ、昨今の運転者不足によりすべての路線を維持していくことが困難な状況となっており、当該路線を廃止するべく、届出に及んだもの。

別紙

6旅4号

- (1)新潟県南魚沼郡湯沢町神立1730-1先から
新潟県南魚沼郡湯沢町土樽68-1先まで 0.8km
- (2)新潟県南魚沼郡湯沢町土樽558先から
新潟県南魚沼郡湯沢町土樽5804先まで 1.3km
- (3)新潟県南魚沼郡湯沢町土樽5804先から
新潟県南魚沼郡湯沢町土樽5119-4先まで 0.6km
- (4)新潟県南魚沼郡湯沢町土樽5119-4先から
新潟県南魚沼郡湯沢町土樽3976-2先まで 2.6km
- (5)新潟県南魚沼郡湯沢町土樽3404-53先から
新潟県南魚沼郡湯沢町土樽3220-10先まで 1.2km
- (6)新潟県南魚沼郡湯沢町土樽3748先から
新潟県南魚沼郡湯沢町土樽3976-2先まで 0.6km